

長瀬町内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針

平成24年2月16日 町長決裁

令和7年11月11日 改正

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針(平成15年11月15日 知事決裁、平成23年2月23日 改正)に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、町の区域内における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、町有施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (6) 「秩父地域産木材」とは原則として、秩父地域内における森林からの産出を中心とし、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から算出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する町有施設及び町施工土木工事における秩父地域産木材の利用に努める。

2 町は、町内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化する。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として秩父地域産木材を使用する。

(町有施設の備品及び消耗品)

第5 町有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、秩父地域産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(町施工土木工事等の木材利用)

第6 町施工土木工事及び町有施設の外構工事においては、間伐材等の秩父地域産木材及び秩父地域産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(公益法人等への要請)

第7 町は、公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目的を踏まえて、積極的な秩父地域産木材の利用を要請する。

2 町は、国又は地方公共団体以外の者であつて公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第8 町は、町有施設及び町施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努める。

2 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及

び普及に努める。

- 3 木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

（供給体制の整備及び情報提供）

- 第9 町は、品質が確保された秩父地域産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、秩父地域産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに秩父地域産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

（建築物木材利用促進協定制度の活用）

- 第10 町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

- 2 町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する等、積極的な周知に努める。

（その他）

- 第11 この方針に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

（適用）

- 第12 この方針は、平成24年4月1日から適用する。

- 2 この方針は、令和7年11月11日から改正する。

別表(木造化・木質化する町有施設)

公 共 建 築 物	用 途	内装の木質化 を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・福祉施設 ・スポーツ・文化施設 ・公営住宅 ・庁舎等 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・軒（庇）、ピロティ等の 雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工 作 物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		